

政府の取組みにおける港湾関連施策の位置づけ

平成17年度予算編成の基本方針（閣議決定）

（抜粋：平成16年12月3日）

歳出の見直しと構造改革の推進

5 社会資本整備

（重点化の考え方）

重点4分野を中心に雇用・民間需要の拡大に資する分野に施策を集中しつつ更に絞込みを図るため、整備水準、整備の緊急性、国と地方の役割分担等の観点から、きめ細かく重点化を図る。

また、安全で安心な都市・地域づくりの観点から、災害への対応にも十分配慮する。

具体的には、三大都市圏環状道路、中枢国際港湾、大都市圏拠点空港等我が国の競争力の向上に直結する投資を推進するとともに、地方の自主性を尊重しつつ、民需を喚起するような都市機能の高度化、災害対策、公共空間のバリアフリー化、リサイクルの推進等の課題について、事業横断的に取り組む。

経済財政運営と構造改革に関する基本方針2004（閣議決定）

（抜粋：平成16年6月4日）

第3部 経済財政運営と平成17年度予算の在り方

2．平成17年度予算における基本的な考え方

（3）予算配分の重点化・効率化

（重点化の考え方）

・「活力ある社会・経済の実現に向けた重点4分野」（「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2002」（平成14年度6月25日閣議決定））の考え方に沿い施策を集中し、「第1部 「重点強化期間」の主な改革」及び「第2部 経済活性化に向けた重点施策」を推進する。

【「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2002」における、活力ある社会・経済の実現に向けた重点4分野】

人間力の向上・発揮 - 教育・文化、科学技術、IT

個性と工夫に満ちた魅力ある都市と地方

公平で安心な高齢化社会・少子化対策

循環型社会の構築・地球環境問題への対応

都市再生本部

都市再生プロジェクト（第一次決定）

（抜粋：平成13年6月14日）

- 1．東京湾臨海部における基幹的広域防災拠点の整備
- 2．大都市圏におけるゴミゼロ型都市への再構築

都市再生プロジェクト（第二次決定）

（抜粋：平成13年8月28日）

- 1．大都市圏における国際交流・物流機能の強化
国際港湾の機能強化
- 5．PFI手法の一層の展開

都市再生プロジェクト（第三次決定）

（抜粋：平成13年12月3日）

- 3．大都市圏における都市環境インフラの再生
臨海部における緑の拠点の形成、海の再生

全国都市再生のための緊急措置（本部決定）

（抜粋：平成14年4月8日）

「人が集まる交通結節点」

都市再生プロジェクト（第四次決定）

（抜粋：平成14年7月2日）

・北部九州圏におけるアジア産業交流拠点の形成

新総合物流施策大綱（閣議決定）

（抜粋：平成13年7月6日）

第一部 基本的考え方

第2 施策の基本的方向性

（2）施策の方向性

国際競争力のある社会実現のための高度かつ全体効率的な物流システムの構築

- （ア）高度かつ全体効率的な物流システムの構築
 - （イ）国際物流拠点の機能強化等
 - 社会的課題に対応した物流システムの構築
 - （ア）地球温暖化問題への対応
 - （イ）大気汚染等の環境問題への対応
 - （ウ）循環型社会実現のための静脈物流システムの構築
 - （エ）事故防止等物流の安全問題への対応
- 国民生活を支える物流システムの構築

国際海上交通の簡易化に関する条約（FAL条約）

（抜粋：昭和40年4月）

第1条 締約政府は、この条約及びその附属書の規定に従い、国際海上交通を簡易化しかつ迅速化するため、並びに船舶並びにその船舶内の人及び財産に対して生ずる不必要な遅延を防止するため、すべての適当な措置をとることを約束する。

<附属書>

2.1 標準規定

公的機関は、この条約が適用される船舶の到着又は出発の際に、この節の規定の対象となる書類以外のいかなる書類も自己の保有のために要求してはならない。

この節の規定の対象となる書類とは、次のものをいう。

- | | |
|-----------|--------------------------|
| 一般申告書 | 乗組員名簿 |
| 貨物申告書 | 旅客名簿 |
| 船用品申告書 | 万国郵便条約に基づき郵便物について要求される書類 |
| 乗組員携帯品申告書 | 検疫申告書 |

IT戦略本部

e-Japan重点計画 2004（本部決定）

（抜粋：平成16年6月15日）

・2005年の目標達成への施策の重点化・体制整備と2006年以降に向けての布石

〔1〕2005年の目標達成への施策の重点化

〔1-1〕加速化5分野

5. 電子政府・電子自治体の推進

（2）具体的施策

ア）輸出入・港湾手続きのワンストップ化

輸出入・港湾手続きについて、既存システムの相互接続にとどまらず、手続の簡素化、国際標準への準拠などその徹底した見直しをもとに、より信頼度が高くかつ運用コストの低廉な新たなシステムを構築するため、業務・システムに係る最適化計画を2005年度末までの出来る限り早期に策定する。

また、手続の簡素化、国際標準への準拠の一環として、外航船舶の入出港に関する手続や必要書類の簡素化を図ることを内容とする「国際海運の簡易化に関する条約（仮称）（FAL条約）」の締結を行うための措置を2004年度中に講ずる。その際、FAL条約で求められる締約国の順守すべき規準については、現在、我が国が採用できないとされる標準規定の項目が諸外国と比較し多数存在するが、これらの項目数を先進国並みにまで引き下げよう、関係省庁は連携して、着実な対応を図る。

循環型社会形成推進基本計画（閣議決定）

（抜粋：平成15年3月14日）

第4章 国の取組

第5節 循環型社会を支えるための基盤整備

- ・適正処理を確保するために、最終処分場などについて、引き続き整備を進めるほか、地方公共団体の共同処理を推進するとともに、大都市圏における都道府県の区域を越えた広域的な対応を推進します。
- ・リユースやリサイクルに係る物流については、環境負荷の低減などの観点から、トラック輸送と適切に組み合わせつつ、中長距離において鉄道や海運を活用するなど効率的な静脈物流システムの構築を推進します。